

港区議会業務継続計画 (港区議会 B C P)

令和8年（2026年）8月

港 区 議 会

港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区

港区議会業務継続計画

目次

1 目的.....	1
2 対象とする災害等.....	1
3 災害等発生時の議会・議員の役割	1
4 港区議会災害等対策協議会	2
5 災害等発生時の活動基準等	3
6 計画の推進.....	7
参考.....	8

1 目的

区内で大規模災害や感染症など区民の生命・身体及び財産に被害を及ぼす事象が生じ、若しくは生じるおそれがある緊急事態が起きた場合においても、議会の機能を維持するために、港区議会業務継続計画（以下「港区議会BCP」という。）を策定します。

2 対象とする災害等

港区議会BCPが対象とする災害等は、地震、風水害、火災などによる大規模な被害、テロの発生などによる大規模な事件のほか、新型インフルエンザ等の感染症の流行とします。発動の基準については、港区業務継続計画の考え方を準用し、議長が判断します。

（参考）港区業務継続計画発動のめやす

種別	発動の基準
地震等の災害発生	【勤務時間内の災害発生の場合】 区に災害対策本部が設置され、第3非常配備態勢（区内で震度5強の地震が発生した時）又は第4非常配備態勢（第3非常配備態勢では対処できないとき）の指令が発せられた時 【勤務時間外の災害発生の場合】 区内で震度5強以上の地震が発生し、特別非常配備態勢による対応後、災害対策本部長より発動の指令が発せられた時
水害が発生する恐れ	水防本部、または災害対策本部（※）を設置した時 ※水防本部では対応できない大規模な水害等の場合に設置
感染症	海外で新型インフルエンザの発生が確認されWHOが公式にフェーズ4発生宣言等を行った段階で、国および東京都、近隣自治体の情勢を勘案のうえ、区長の判断により発動

参照：「港区業務継続計画【震災・風水害編】（令和7年3月）

「港区業務継続計画【新型インフルエンザ編】（平成25年3月改定）

3 災害等発生時の議会・議員の役割

（1）議会の役割

議会は、議事・議決機関として予算や重要な契約の締結などについて、区の団体意思を決定するとともに区の執行機関の事務執行をチェックし、区の政策形成において地域の特性や区民ニーズを反映するなど、重要な役割を担っています。

災害等が発生した非常時においてもその機能を停止することなく、有効な議決ができる会

議を開催するための体制を整えておかねばなりません。また、災害等の復旧・復興時においては、区民の代表機関として二元代表制のもとで執行機関とともに大きな責務と役割を担います。

(2) 議員の役割

議員は、合議制として議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことを基本としつつ、地域活動に従事する役割も担います。

災害等の初期段階においては、区が初動態勢の確立や応急対応などに追われていることが予想されることから、議員個人から区への問い合わせや情報提供、要請等の行動は直接行わないことを原則とするなど、区が応急対応業務に専念できるように配慮することが必要です。

4 港区議会災害等対策協議会

災害等の発生により港区災害対策本部等（※）が設置された場合、議長は各議員の安否の確認及び状況の把握に努めるとともに、港区議会災害等対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置し、区と協力して災害対応にあたります。併せて、区（港区災害対策本部等）との連絡窓口は、対策協議会に一本化します。

※港区災害対策本部等…港区災害対策本部、水防本部、港区危機管理対策本部など

(1) 設置

ア 議長は、港区災害対策本部等が設置された場合、その他必要と認めた場合、港区議会に対策協議会を設置し、これを主宰します。

イ 対策協議会の委員は、議長、副議長、議会運営委員会の正副委員長及び各会派の幹事長又は代理とします（一人会派を含む）。災害等の態様によって議長が必要と認める場合には、当該災害等に関連する事項を所管する委員会の正副委員長を出席させることができます。

ウ 議長に事故がある場合又は欠けた場合は、副議長が議長の職務を代理します。

エ 正副議長がともに欠けた場合は、議会運営委員会正副委員長の順に議長の職務を代理します。

(2) 所掌

ア 議員が把握した被災情報等の集約及び港区災害対策本部等への提供

イ 港区災害対策本部等から入手した災害情報等の議員への提供

ウ 港区災害対策本部からの依頼事項への対応

- エ 港区災害対策本部等への提案、提言及び要望等の調整
- オ 国、東京都、関係機関等に対する要望活動の調整
- カ 本会議、委員会の開催準備等の調整を含め、議会機能回復に向けた対応の協議
- キ その他、議長が必要と認める事項

(3) 事務局

対策協議会の事務局は議会事務局とし、会議の運営を補佐します。

(4) その他

- ア 議長が必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した対策協議会を開くことができます。その場合、オンラインにより出席を希望する時は、あらかじめ議長に申し出ることとします。
- イ 上記のほか、対策協議会の運営に関して必要な事項は、対策協議会で協議し議長が決定します。

5 災害等発生時の活動基準等

災害等の発生時、各議員は速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、その安全が確保された段階で、議会の開会に備えた準備を整えるとともに、情報収集、情報提供、問合せ対応などを行います。

対策協議会の委員は対策協議会の任務を行い、その他の議員は、指示があれば直ちに参集できるように備えながら、地域の一員として活動します。

(1) 災害等発生時の情報連絡体制

ア 災害等発生時の安否確認

区内で災害等が発生した場合（※）、発災後3時間以内を目処に、ラインワークスのアンケート機能「安否確認」を用いて、議会事務局が各議員の安否を確認し、各議員は概ね12時間以内に回答します。回答がない場合は、メール、電話（携帯又は自宅）の順に連絡し、安否の確認を行います。

メールや電話での回答ができない場合や通信環境が整わない場合は、各議員が災害用伝言サービスに安否状況を登録し、議会事務局が各議員の伝言内容から安否を確認します。

※地震発生の場合は、震度5強以上。その他の場合は港区災害対策本部等の設置や議長の判断により実施

（p.5「災害等の発生時における連絡体制」参照）

イ 情報連絡体制

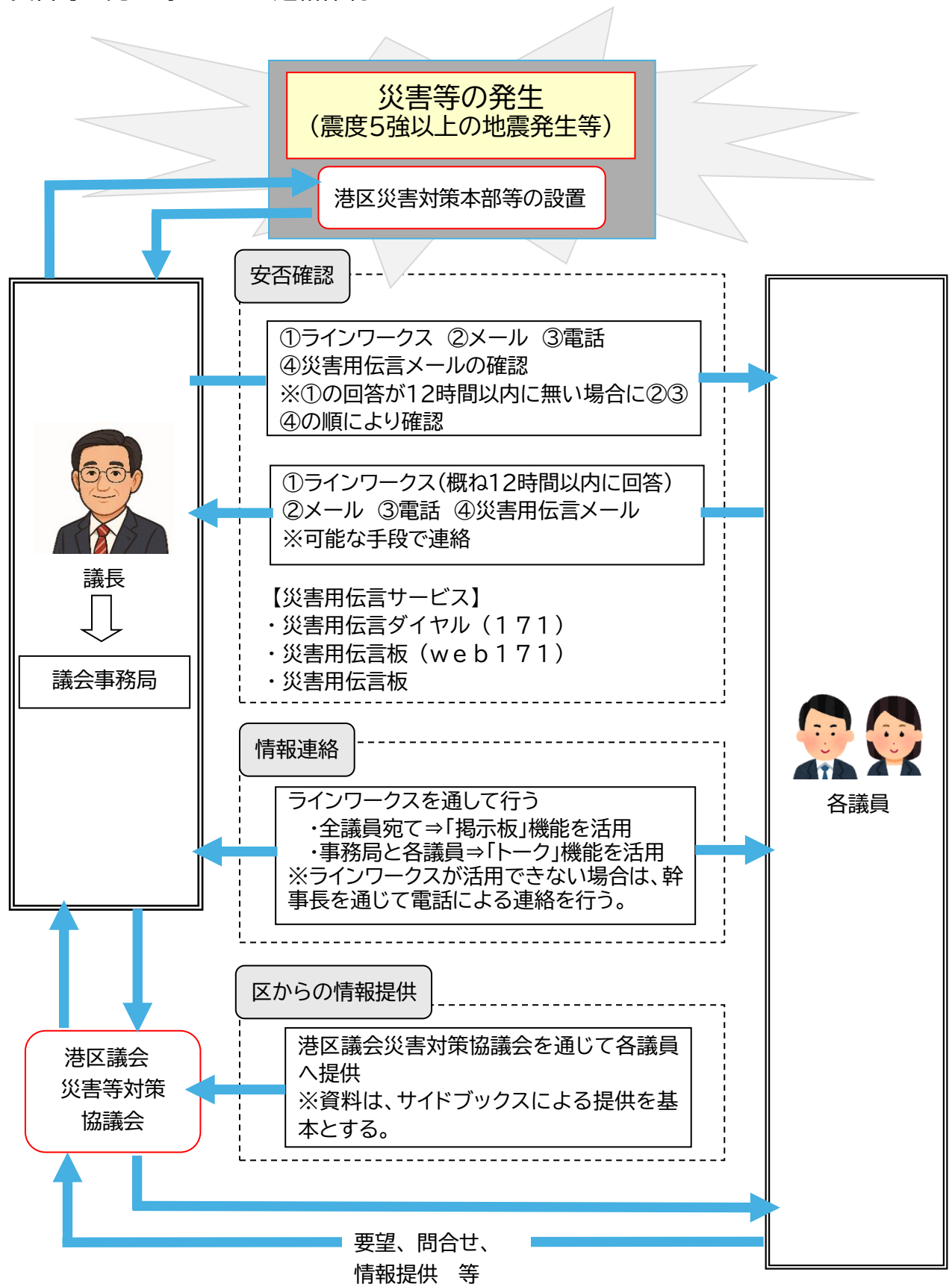
議員と議会事務局の間では、ラインワークスによる情報連絡体制を構築しています。災害等が発生した際も、ラインワークスを基本とする連絡体制を運用します。

(p.5「災害等の発生時における連絡体制」参照)

【参考】災害用伝言サービスについて

	安否を伝える(各議員)	安否を確認する(議会事務局)
災害用伝言 ダイヤル(171) (NTT東日本、 NTT西日本)	①「171」にダイヤル ②ガイダンスに従い「1」 (録音)を選択 ③自身の携帯番号を登録 ④安否や居場所について録音(30秒以内)	①「171」にダイヤル ②ガイダンスに従い「2」 (再生)を選択 ③各議員の携帯番号を入力 ④「1」でメッセージを再生し安否を確認 ⑤「3」を押し、返事を録音することも可能
災害用伝言板 (web171) (NTT東日本、 NTT西日本)	①「web171」サイトへアクセス(NTT東日本公式HPから) ②自身の携帯番号を入力し登録画面へ ③名前・メッセージを入力	①「web171」サイトへアクセス(NTT東日本公式HPから) ②各議員の携帯番号を入力し「確認」をクリック ③登録内容から安否を確認
災害用伝言板 (携帯各社)	・NTTドコモ:「災害用伝言板」 ・au(KDDI/UQ mobile):「au災害用伝言板サービス」 ・ソフトバンク/Y!モバイル:「ソフトバンク災害用伝言板」 ・楽天モバイル:楽天モバイル公式サイト「災害用伝言板」 ※各社公式HPまたはアプリから利用	

災害等の発生時における連絡体制



(2) 災害等発生時の活動基準

ア 災害等発生時（発災から概ね24時間）

	議会	議員	事務局	
会議開催中	・会議の休憩、散会 ・対策協議会の設置 ・災害等の情報の把握	・自身の安全確保、連絡体制の確立 ・地域の被災状況等の把握、地域の活動への協力	・議員、傍聴者の安全確保 ・議会棟の安全確認 ・対策協議会の運営補助 ・港区災害対策本部等との連絡体制の確認	
会議非開催時	・対策協議会の設置	・安全確保、事務局への安否等の連絡 ・地域の被災状況等の把握、地域の活動への協力	(勤務時間中) ・議員・来庁者の安全確保 ・議員、事務局職員の安否確認 ・被災状況の確認 ・対策協議会の運営補助	(夜間・土日祝日) ・事務局への参集 ・議員、事務局職員の安否確認 ・被災状況の確認 ・対策協議会の運営補助

イ 災害等発生から概ね2日～7日

議会	議員	事務局
・災害等の情報の把握、提供（継続） ・対策協議会の開催 ・港区災害対策本部等との連携 ・議会運営の検討	・地域の被災状況等の把握、地域の活動への協力（継続） ・対策協議会への出席・協議 ・対策協議会への情報提供、区民への情報提供	・対策協議会の運営補助（継続） ・議員の活動状況の把握 ・機材、議会運営設備等の確認 ・港区災害対策本部等との連携

ウ 災害等発生から概ね8日以降

議会	議員	事務局
・災害等の情報の把握、提供（継続） ・港区災害対策本部等との連携（継続） ・対策協議会の開催（継続）（本会議、委員会の開催等、議会の機能回復に向けた協議） ・議会運営の準備 ・復旧・復興への関与（臨時会の開催を含む）	・地域の被災状況の把握、地域の活動への協力（継続） ・対策協議会への出席・協議（継続）	・対策協議会の運営補助（継続） ・議会活動の再開に向けた準備

6 計画の推進

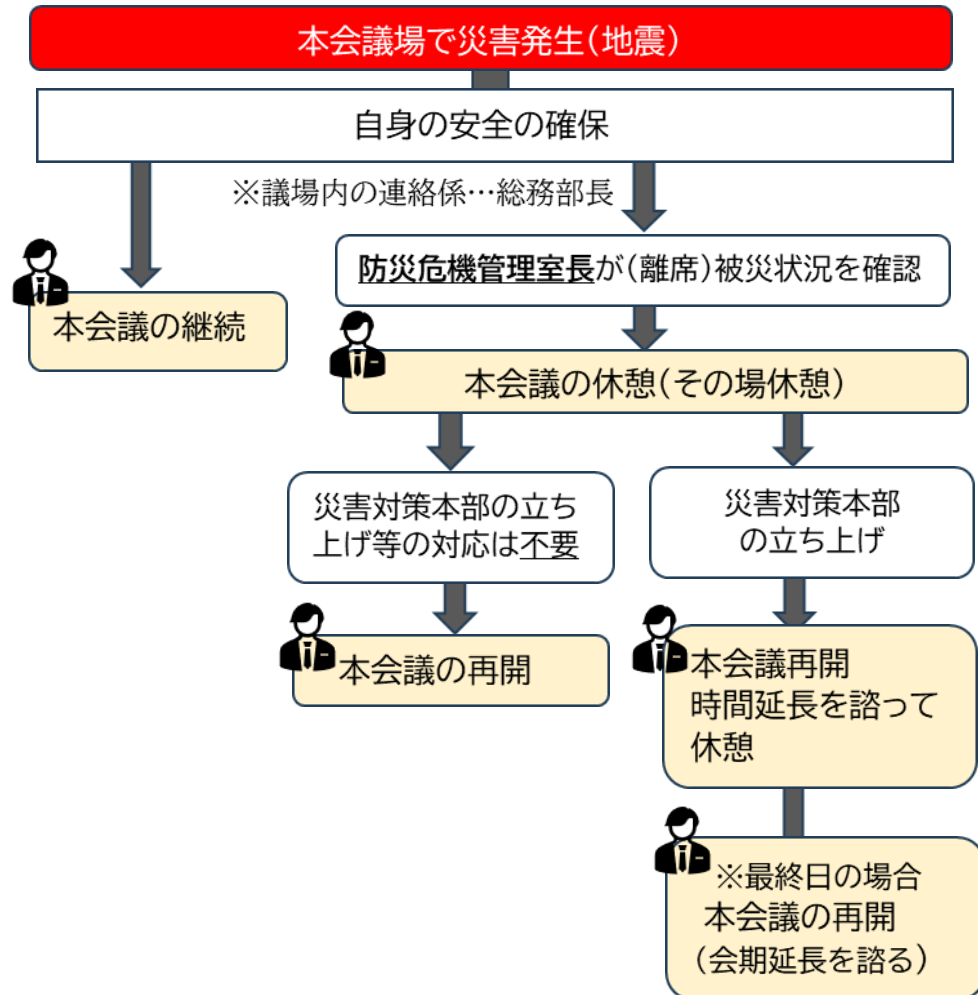
港区議会BCPを的確に運用するうえで、発動直後に議員の安否確認が円滑に行われることが重要です。そのため、議会開会中や閉会中などの状況を想定した訓練を、適時実施します。

また、災害等の発生状況等の最新の情報や、計画の運営に関する新たな課題などについては、議会内で適宜検討を行い、計画へ反映させる等、計画のレベルアップを図っていきます。

参考

会議開催中の災害等発生時のフローチャート【本会議開会中】

地震の場合

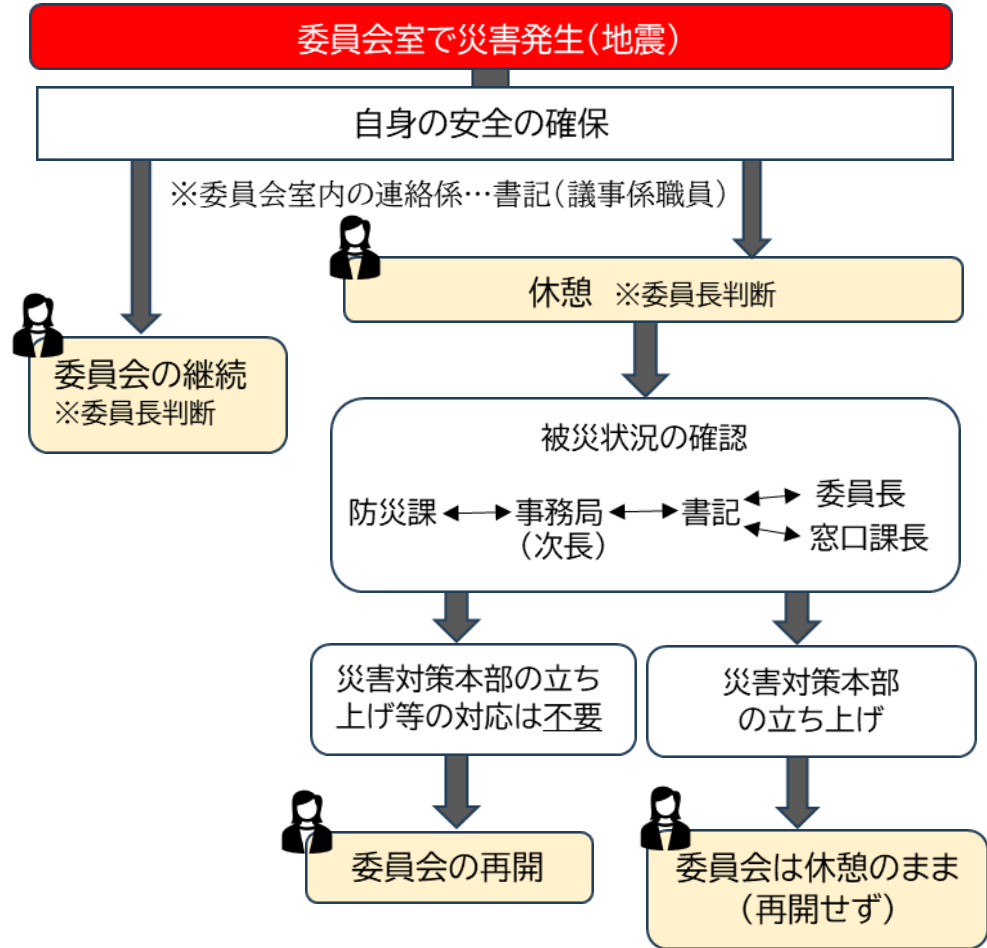


※幹事長会及び運営委員会もこれに準じる

各議員への情報連絡は、事務局からLINEワークスを通して適宜行います。

会議開催中の災害等発生時のフローチャート【委員会開会中】

地震の場合



※予算・決算特別委員会もこれに準じる
行政との連絡調整(委員会室内)…次長
被災状況の確認・委員会室との連絡…議会総務係長